

|                  |   |
|------------------|---|
| Title            | プルーダンのウィーン体制観 ( 下 )   |
| Sub Title        | Quelques notes sur les idées proudhoniennes sur le système de Vienne (concluded)  |
| Author           | 後藤, 修三  |
| Publisher        | 慶應義塾経済学会  |
| Publication year | 1967  |
| Jtitle           | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.4 (1967. 4) ,p.428(78)- 436(86)  |
| JaLC DOI         | 10.14991/001.19670401-0078  |
| Abstract         |   |
| Notes            | 研究ノート   |
| Genre            | Journal Article   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670401-0078">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670401-0078</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ブルードンのウィーン体制観 (下)

後藤修三

三

前節でのべたような状況のもとで、ナポレオン三世の言葉をそのまま引用して、ブルードンは「もし一八一五年の諸条約が存在しなくなれば？」という時局論を書く。ここにおいて、かれのウィーン体制に対する考えがよく現われているので、これによりながらかれのウィーン体制観をみよう。

かれは、まず、つぎのような問題提起をすることによって論をはじめ。「もし一八一五年の諸条約がもはや存在しないとすれば、もはやヨーロッパの公法は存在しなくなる。……そうすると、諸国家の存在は何にもとづくことになるのか。それらの保障はどこにあるのか。公法がなければ、ヨーロッパは戦争状態におちいる。諸国家がたがいに入らしあうのを何ものも、妨げることができなくなるであろう。すなわち、大国家間の衝突において小国家はどのようになるのであろうか。もし一八一五年の諸条約が廃止されるならば、もはや合法的な国境はなくなる。すなわち、プロシアやオース

トリアやフランスやイタリアやドイツやスイスはどこでおわるのか。ライン河はだれに所属するのか。ウイッラ河はだれに所属するのか。ダニエーブ河やコンスタンチノールやジブラルタルやアドリア海はだれに所属するのか。」<sup>(1)</sup> ヨーロッパを規制してきた一八一五年の諸条約が廃止されれば、ヨーロッパは際限ない混乱におちいる。このような混乱からヨーロッパを救うには、どこに原則をもとめればよいか。これがブルードンの問題提起である。かれは、このような原則たるべきものとして、当時問題となっていたナショナルリテの原則、自然国境の原則——またそれらと関連してヨーロッパの諸国家の領土、人口の大きさ、ヨーロッパの国家数の問題——を検討し、その原則たるべきものは、ヨーロッパの均衡、国内での憲法の保障、これらの二つを前提として実現されるべき連邦主義であると結論する。

このような結論にたつするまえに、かかる原則を探るためには、ヨーロッパの公法としてヨーロッパを規制してきたウィーン条約を、「それらの形成とそれらの思想において考察し、五〇年来その

影響が如何なるものであったか、それらがいかなる修正を受けたか<sup>(2)</sup>」を研究しなければならないとブルードンは考える。そこで、かれは、ヨーロッパを支配した原則を、つぎの三つの時代に区切って、考察する。

第一の時代 太古から一六四八年（ウエストファリア条約の年）まで。

第二の時代 一六四八年から一八一五年まで。

第三の時代 一八一五年から現在（一八六三年）まで。

この第一の時代においてヨーロッパを支配した原則は、力の原則である。すなわち、すべての国家間の条約は最も強力なものの有利になるやり方で解決された。そして、この習慣から戦争法 (jus ad bellum) とよばれる法が出てくる。この時代には、この戦争法が力の原則が支配することになる。このことは二つのことを意味する。一つは、力が法の根拠となることである。二つは、力の原則が支配するところでは、二国間に争いが生じた場合、勝者が敗者を併合するという事態がおこる。すなわち、前者が後者のナショナルリテを廃止して、それを合併して行く。そして、このような連続的合併によって、巨大国家が形成されることになる。

つぎの第二の時代になると、第一の時代の原則、力の原則を止揚するものとして、第二の原則が出てくる。この原則は、三〇年戦争を終結させたウエストファリア条約の中に体现されている。その条約は、つぎのことを宣言したとブルードンはのべる。①「古代の諸人民によって特にローマ人たちとローマ・カトリック教会によって

ブルードンのウィーン体制観 (下)

認められた戦争法の極端な結果である世界的君主国の仮定は妄想であるということ。すなわち、上述した戦争法が力の原則による巨大国家の世界的な統一の否定。②「今後、キリスト教諸国を荒廃させるかも知れない戦争がいかなるものであるにせよ、これらの戦争はそれらすべての諸国を合併して単一化せしめ、かくて単一国家の経験をもう一度やり直すほどまで徹底させられるべきではないということ。すなわち、総力戦争の否定、したがってその結果おこる単一国家の否定。③「諸国家の多元性が、今後は原則として受け入れられ、可能なかぎりそれらの諸国の平等または均衡によって維持されるべきであるということ。すなわち、諸国の多元性と均衡の維持。このように、ヨーロッパを規制する原則として、それまでの力の原則が戦争法を止揚するものとして、諸国家の多元性均衡の原則が登場してくることになる。この原則の歴史的意義を、ブルードンはつぎのごとく説明する。「カルル大帝の条約が確立していた統一の原則にとってかわって……国際法に導入された諸主権国の多元性という原則、換言するならば、諸国家の均衡によって保護されている独立諸国家への人間の集合力の分割という政治—経済的法則は、根本的には連邦主義的思想である。……その思想の存在するかぎり、……その影響力は、時のたつにつれて、必ずや国内的統一すなわち諸国家の中央集権力を変革して行くにちがいないのである。」ブルードンは、この諸国家の多元性、均衡の原則は以後ずっとヨーロッパを支配することになるとのべる。その証拠としては、神聖ローマ帝国皇帝であったカルル五世やナポレオンが、力の原則によつ

てヨーロッパを征服してヨーロッパに統一国家を形成しようとして失敗した事実をあげ、その失敗をこの原則の無視に帰している。このことから、カルル五世やナポレオンが試みたヨーロッパ統一にまで至るような巨大国家は、自然の成行に反するものである。すなわち、「この二つの失敗によって、この程度にまで高められた統一と政治的集中は諸国民の運命に反するものであるということが許される」とかれは考えた。

第三の時代になると、新しい原則がつけかわえられる。これはウィーン諸条約によつてもたらされたのである。ブルードンのウィーン体制に対する評価もここに見られる。その原則とはいかなるものか。かれはつぎのようにいう。「ウエストフリア条約は古い国際法に革新的な原則すなわち諸国家の多元性とそれらの均衡という原則を導入した。他方、ウィーン諸条約はこんどは、ウエストフリア条約によつて創造されたヨーロッパ公法に、諸国家を一種の相互保障によつて結びつけることを各国政府に義務づける補助的な原則を、導入した。すなわち、この新しい原則——これは諸人民によつて要求され、君主たちによつて認められ約束されたものであるが、大して支持されておらず、またいまだほとんど理解されていないものである——は諸政治憲法の原則である。<sup>(5)</sup> 第三の時代にあつては、均衡の原則と憲法の原則とがヨーロッパにうちたてられることになる。このように、ウィーン諸条約の「憲法の保障」をブルードンは積極的に評価するのであるが、これはウィーン体制の圧力が比較的に軽かつたフランスにおいてかれが事態を考えたことによるのである。

前の「現状への復帰は不可能となつた。戦争が臣民たちを解放していたのである。そこでかれらのことを考慮に入れなければならなかつた。……かように一八一四—一五年に新事態が起こつてきたので、国際均衡の問題は政治上の諸改革の問題と密接に結びつくことになつた。ウィーン会議は、一方では領土を請求する君主たちの要求に応じなければならぬと同時に、他方では諸憲法を求める諸人民の要求に応じなければならなかつた。……「各国の」外交団は、その黙秘、そのあいまいな表現、そのごまかしにもかかわらず、この思想からのがれることは不可能であつた。<sup>(6)</sup>

このように諸国民に憲法を与えることが当時の要請であつたが、ウィーン会議の実際の決議として「憲法の保障」ということは条文化されなかつた。というのは、君主の独立と諸国民の自治とは対立していたからである。そこで、ウィーン諸条約は保守的なものになつてしまつたけれども、その根本をなすものは、ヨーロッパの均衡 (equilibre européen) と政治諸憲法 (constitutions politiques) という定式であるとブルードンは論じる。これらの二つの原則をうちたてたウィーン諸条約に対してさまざまな違反が五〇年来行なわれ続けて来ているが、その二つの原則はいまだかつて破られたことがないとかれは主張する。ヨーロッパは混乱の状態に入らうとしていないが、それは、これらの原則に違反しようとしているからであると考ええる。すなわち、「これら「ウィーン諸条約」の維持が今後の世界平和の唯一の保障なのだから、無知や誤つた愛国主義が世論においてたえずそれにくわえるさまさまの攻撃こそ、ヨーロッパの紛争の

ブルードンのウィーン体制観 (下)

らう。ウィーン諸条約の内容をこれら二つの原則にブルードンがとらえるその立論を見よう。ナポレオンの敗北後、ウィーン会議は、ヨーロッパの法を規制することを引きうけることになつたが、そのときそれはつぎの二点を考慮した。①当然、会議の第一の考えは、ナポレオンが非常に重大な打撃を与えたヨーロッパの均衡を再確立することによつて、ウエストフリア条約に復帰すること。②しかし、その均衡の原則に復帰するといつても以前と同じやり方ではそれに復帰できない。というのは、フランス革命とナポレオン戦争によつて諸人民は目覚め、政治に自分の意志が反映するのを欲するようになっていた、すなわち、憲法を欲するようになっていたといふこと。この後者について、ブルードンはつぎのごとく説明している。

「……その問題「ウエストフリア条約への復帰」はもはや単に君主たちや諸国家の関心事のみではなかつた。二五年このかた諸人民は新しい教えを受けていた。……フランス共和国軍隊、またのちになつてはフランス帝国軍隊は莫大な宣伝を行った。一七九五年から一八一二年までに連続的にフランスに合併されたすべての国家において、公法と民法は変革された。イタリア、スペイン、スイス、ネーデルランド、ドイツ連邦は八九年の思想を受けた。……「フランス」帝国は諸王の同盟のもとに崩壊したのではなくて諸人民の蜂起のもとに、崩壊したのである。ちなみに、ライプツヒの戦争は、諸国民戦争 (Bataille des Nations) とよばれた。ナポレオンに打ち勝つて、君主たちは、……かれらの世襲的な領土を回復することになつた。しかし、これらの諸領域においては、「ナポレオン出現以

第一の原因なのである。<sup>(7)</sup> かように、ヨーロッパの危機を救う平和の原則として、かれはウィーン体制の二原則を援用することになつた。

つぎに、ブルードンは諸憲法の時代を、アメリカ革命のはじまつた一七七三年から歴史的に考察し、ウィーン諸条約において憲法の保障がその根本となつたとし、それゆえ、真の意味の憲法は、一八一四—一八一五年以後に生れたとしている。というのは、ナポレオンによつて諸国にばらまかれた諸憲法は、自由主義的な意味における憲法ではなく、フランス帝国という一大帝国の優越性のもとに強いられた憲法であるからである。「諸憲法の観点からすれば、この期間「一八一四年以前の時期」は一八一四年三月三日のパリ開城に終る前奏曲 (Préface) にすぎない。諸憲法に対する大きな障害は皇帝「自身」であつた。立憲的思想の力は以上の如くであつたこと、またナポレオンは、かれの権力のためにそれを利用しかくしてかれ自身の独裁をごまかさざるを得なかつたといふことに注意しておけばよい」と、一八一四年以前と以後とをかれは区分する。また、この一八一四年のパリ開城から一八六三年までの半世紀の間に一〇〇以上の憲法が生れ、修正され、変更され、要求された事実<sup>(8)</sup> について、「このこと「その事実」は、世界はいたるところで国家の不活発な制度によつて疲労困憊させられたのち、反省と権利と自由の体制へと開化していったことを意味する。これこそ、一九世紀の比類ない事実であるとわたくしはいたい<sup>(9)</sup>」と賞讃している。ブルードンによればこのような憲法の時代を生む下地としての平和の時

代を築いたウィーン諸条約の業績を高く評価しながら、それらに反抗する六三年当時のフランスの状態をつぎのように把握する。「われわれの軍隊によって解放された諸国民がわれわれがかれらに与えた諸自由を守られて成長しているのに、われわれはわれわれ自身にも他国民にも不満をもって、ライン境界とワッセルローの復讐を夢みつつ、一八一五年の諸条約を激しく弾劾するに至っている」<sup>(11)</sup>

当時のフランスは、ナポレオン演説をきっかけとしてウィーン体制についての議論が活発になっており、一般の世論は前述のごとくイタリヤ統一、ポーランド再建、ドイツ統一などを支持するウィーン体制崩壊説が支配的な情勢にあった。ウィーン体制の崩壊の証拠として示される諸事件をブルードンは検討し、それらはウィーン体制の崩壊を示すものではなく存続を示すものであるという反論を發展する。第一節であげた諸事件と並列させながらブルードンの議論のうち二・三のものをとりあげてみよう。

たとえば、当時ウィーン体制の崩壊の一例としてあげられていたフランスの七月革命については、ブルードンは反対にそれはウィーン体制の二原則、「均衡の原則」と「憲法の原則」の強化である、したがってウィーン体制は崩壊したどころか逆に強化されたのである。「その革命は、それ自体としては、一八一五年の諸条約を侵害すべき何物ももっていなかった。それどころか、その革命は、それらの諸条約の仇を討ったのである。王朝はかわっても、フランスのヨーロッパに対する関係は依然として同じであり、フランスの憲法は依然として代議制的、議会制的であって、全然侵略的でなく、ヨ

ロッパの均衡を侵害しようとする気は少しもないのだから、七月革命は、神聖同盟によって宣言された諸原則の永続化であって決してウィーン思想に対して与えられた否定ではないと、ひとは主張することができる。憲章の確立とその再建の条件に不忠実であった王朝の追放とが何か諸条約に反するものを持っているのではないかということを探るとは探しても無駄であろう」<sup>(12)</sup> 七月革命は、このような側面から把握されるべきで、この側面を無視して、ブルボン王家、すなわち外国人の王朝を失墜せしめたことで君主たちの同盟に挑戦したのだと解釈したり、諸人民の諸自由を圧迫する君主たちの絶対主義に於いて挑戦したのだと解釈するのは、一般大衆の喜びそうな意見でしかない。七月革命は、ウィーン諸条約の原則に反抗したシャルル一〇世を追放して、その原則に帰るべく起こされたものであると、ブルードンは論じる。

また、ウィーン体制の崩壊の一例とるのが常識となっているベルギーの分離・独立についても、それはウィーン体制の崩壊の一例を示しているのではなくて、ウィーン体制の存在の証拠であるとかれは主張する。オランダはウィーン諸条約によって憲法を与えられていた。この憲法の原則がこの事件をひきおこしたのだと解釈する。すなわち、「問題は、この分離が諸条約に違反したかどうかを知ることである。全然疑いなくそれは諸条約に違反していた。しかし、その罪はだれに帰せられるべきか。かれの立憲的諸義務を欠いた君主に帰せられるべきか、それともその諸権利を要求した国民に帰せられるべきか」と自問し、違反の罪は、フランス民法の場合と

同じく契約をはじめに守らなかつたものに対して与えられるとして、違反の罪は君主に帰せられるべきであると主張する。「ヴィルヘルム国王は、かれの人民の憲法の権利に背くことによつて、その事実自体によつて、(Ses Jours) ウィーン条約に背いた、そこでベルギー国民に関するかぎり、ベルギー国民はその君主の廃位を宣言した(にすぎない)のである。このような違反は、一八一五年の諸条約の精神に一致していたとわたくしは主張する」<sup>(13)</sup>

さらに、ナポレオン三世によるポナパルト王朝の再建については、それがウィーン体制に反するものではないというブルードンの証明は、大略、つぎの三点からなされる。①諸国家がかれの一二月二日のクーデターに拍手喝采をして新皇帝を認めたということ自体によつて、すなわち、その同意の声によつて、その違反はかき消されるということ。②ポナパルト王家がヨーロッパから排除されていた理由は、それがヨーロッパの均衡と立憲的体系にとつて敵対するものであると考えられたからで、経験によつて、その王朝の善意が正当化されたならば、そのような理由は消滅するということ。③これまで、ナポレオン三世はこの均衡に反する何物もしなかつたということ、またたえずそれを維持しようとしてきたこと。たとえば、ロシアがヨーロッパの均衡を破ろうと試みたこと(クリミア戦争)において、一〇億フランと一〇万人をその戦争にそそごんだということ。もう一つの例は一方ではオーストリアの法外な要求をやめさせ、他方ではヴィラフランカでピエモンテの拡大を抑えたこと。したがって、ナポレオン三世の登場もウィーン体制の崩壊とは考える

べきではない。以上、ブルードンがよつてもつてウィーン諸条約の存在を証明しようとした諸事件のうち三つをとりあげた。このような証明においてかれの自己流の歴史解釈が見られるのであるが、かれのウィーン体制観は、ヨーロッパを規制すべき二原則——均衡と憲法——でつらぬかれている。かれがウィーン諸条約の本質と見なす二原則にもとづいて以上の証明はなされており、また、その証明がかれのウィーン体制観を明確にしている。この二原則によつてヨーロッパの平和を確立し、そしてその平和の上にかれの主張である連邦制度をきざこうという構想から、このようなウィーン体制観が生れてきているのである。

ところで、六〇年代において、かれの主張する二原則、したがってウィーン体制に対立する形でヨーロッパを再編成しようとする二つの原則が強く唱えられてくる。そこで、ブルードンはこれらの新しい二原則を論駁することになる。これらの原則についてかれはいう。「ウィーンで宣言された諸原則に対して、ひとは、より空想的でそれらの物質的な面より魅力的な他の諸原則を、対立させる。それは、一方では、外見上単純で適応の点では容易であるが、実際は決定しがたく、例外や矛盾を免れがたく嫉妬と不平等の原因であるナショナルテの原則 (Le principe des nationalités) であり、他方ではさらに曖昧で……より専横的な自然国境 (Frontières naturelles) の原則である」<sup>(15)</sup> ナショナルテの原則と自然国境の原則にもとづいてヨーロッパを規制しようとする主張がなされ、それらの原則によ

ってウィーン諸条約が攻撃されたので、ひとはウィーン体制は崩壊すると思うかも知れない。ブルードンは、これらの原則は、それらの基準自体——ナショナリテの定義<sup>(16)</sup>、自然の地層の構成<sup>(17)</sup>——においてきわめてあいまいであるから原則たりえないと主張する。いっぽう、歴史によってもその反証を示されていると主張する。たとえば、ベルギーの分離が行なわれたとき、それは一八一五年の諸条約の精神にもとづいておこなわれ、すべての国の同意をえて、配慮された。そして、その独立を確立した際に、ベルギーはナショナリテの原則を考慮に入れなかったのと同様に、自然国境の原則をも考慮に入れなかったことに注目すべきであるとのべて、両原則の無効を証明する。というのは、スイスのナショナリテと同様にベルギーのナショナリテというものは存在しないからである。すなわち、ベルギーのナショナリテは二つまたは三つの異なる人種の諸部分——オランダまたはバタヴィア人、ゴール人およびゲルマン人——の政治的結合であるからである。また、自然国境の原則に関しては、外交によって国境がとりきめられたのであって、その原則によってではない、それゆえ、その原則は正当化されない。

ナショナリテと自然国境の原則にしたがってイタリアの拡大が行なわれているが、これもつぎのような結果になってヨーロッパの均衡を危機におとし入れるという。①これまで自然国境とナショナリテの原則によって独立していた諸国——ナポリ王国、シシリア王国、教会国家、トスカナ公国——を、それらの原則に反して集合させてしまふという事態に達する(イタリア統一の根拠となる二原則と矛盾

する)。②アドリア海からオーストリアを押し返して、オーストリアに対してアドリア海の入口を封鎖し、アドリア海をイタリアの湖にするという事態に達する。③スイスから一つの県を、フランスからコルシカ島をとり去り、イタリア人たちがその独立を負っているフランスの勢力を不安定にするという事態に達する。④法皇の世俗権を廃止し、カトリックの首長をピエモンテの司教にするという事態にまで発展する。このようにヨーロッパにとって事態をうけ容れ難くし、諸人民にとっても諸思想にとっても利益のないナショナリテの原則の適用は、全般的均衡を危機におとし入れてきたということ、かれはイタリア統一に反対する。

以上、ブルードンのウィーン体制の本質把握、その崩壊の否定、それに対する諸原則の論駁について見てきたが、これらからブルードンのウィーン体制観を簡潔にまとめればつぎのごとくになる。

(一) ウィーン体制を、通説のごとく、絶対主義の保守・反動の制度とはとらず、フランス革命、ナポレオン戦争の成果を考慮した、あるいは考慮せざるを得なかったものと考え。

(二) そして、その本質を「ヨーロッパの均衡の原則」と「憲法の原則」という二つの原則で把握する。

(三) その本質は、さまざまな変化をその体制がうけたにもかかわらず、依然としてヨーロッパを規制して行く原則であり得る。

(四) したがって、この二原則に反するすべての動きは、ヨーロッパの平和に反するものとして排斥せられる。

かかるウィーン体制観は、当時のフランスの知識人たち、とくに社会主義者のなかにあつては、きわめて特異なものである。ジョルジュ・ド・ヴィヴオーもいふごとく、「かれはギゾー、ラマルティエーヌおよびティエールと同じく、フランスが一八一五年の諸条約から大きな利益を得ているということを理解したわれわれの非常にまれな政治家たちの一人、われわれの非常にまれな作家たちの一人であつた」<sup>(18)</sup>

その理由は、一方では、フランスにおける大産業の発展、それを担っているブルジョアジーの拡張政策、その手段として鼓舞される熱狂的なナショナリズム(ブルードンによれば、ナショナリズムはブルジョワジーのエゴイズムである)、その結果としてのヨーロッパにおける混乱、戦争の予測——かかる一連の進行中の事態と、他方では、かれの代表するプチ・ブルジョワ階級の後退という事態とを、目撃したブルードンが前者による後者の促進を防止するものとしてウィーン体制を考慮したことによるのであろう。すなわち、ウィーン体制がプチ・ブルジョワジーの生存にとって圧力になっていたあいだはブルードンはそれに対して反対する態度をとり(初期ブルードン)、大産業の発展がウィーン体制をもおしのけ、それと同時にプチ・ブルジョワジーの生存基盤をも押し流そうとしてくる時期に至っては、かれはその防波堤として上述のごとくウィーン体制を擁護するのではないだろうか。このように考えると、ブルードンのウィーン体制観の変化は、一九世紀フランス経済史の変化から説明されるであろう。したがって、ブルードンのウィーン体制観の変化は、いかなる時点でいかなる動機で起つたか、その時点でのフラン

スの経済状態はいかなるものであつたか——かかる諸点の解明が今後の問題点として残されるであろう。

- 注(1) Si les traités, p. 351.
- (2) Op. cit., p. 359.
- (3) Op. cit., p. 362.
- (4) Op. cit., p. 362—3.
- (5) Op. cit., p. 363—4.
- (6) Op. cit., p. 364—5.
- (7) Op. cit., p. 368.
- (8) Op. cit., p. 372.
- (9) ブルードンは年代順にこれらの諸憲法を列挙している。Op. cit., p. 371—7 参照。
- (10) Op. cit., p. 377.
- (11) Op. cit., p. 378.
- (12) Op. cit., p. 384.
- (13) Op. cit., p. 385.
- (14) かかる諸事件は、Op. cit., p. 423—4 に列挙されている。
- (15) Op. cit., p. 390.
- (16) 「ひとは諸民族性(Nationalities)によって何を意味するのか、民族と同数のナショナリテがあるのか。民族に宗教と言語の特徴を加えなければならないのか。さらに政治形態も加えるべきなのか。一民族性が政治的に同化してしまっている異質の諸民族性の諸分派を、その一民族性を構成するものとして、ひとは見なすべきである

うか。これでは、われわれは悪循環に落ち入ってしまふ。同化とは何から成り立っているのか。何が民族を構成するのか。宗教と言語の影響はいかなるものであるか。……」Op. cit. p. 325.

(17) 「最近、ひとは地質学と人種学から借用された一つの理論を、ポーランド人たちに有利になるように、作り出した。その理論というものは、民族またはナショナルリテとしても領土としてもポーランドの自然的境界はロシア側についていけばドウイナ河とドゥニエペル河とであるということ……を決定する傾向をもつものである。……しかし、これらの学術的な苦心の理由づけ——それにあつては各行ごとに悪意が表われており、そしてその全功績はでたらめに地質学、政治学、自然史および国際法を混合することである……」Op. cit. p. 418—21.

(18) Introduction, p. 334.

次 号 目 次

論 説

「社会主義経済学」の対象と方法(三)……………平野 絢子  
——「過渡期の理論」について——

日本資本主義の再生産構造分析試論 II……………井村喜代子  
——昭和三〇年以降の拡大再生産過程(3)——北 原 勇

資料・研究ノート

回帰線導出の方法(補足)……………佐 藤 保

擬制資本について(二)……………飯 田 裕 康  
——信用論の基本問題との関連において——

書 評

隅谷三喜男、小林謙一、兵藤剣著

『日本資本主義と労働問題』……………飯 田 鼎

新刊紹介

書 評

高島善哉著

『現代日本の考察——民族・風土・階級——』

飯 田 鼎

第二次世界大戦後二〇年、一九六〇年代の世界は、もっとも深刻な矛盾と混乱に直面しているとはいえないだろうか。国内についてもいえることであるが、これはしばらくおき、日本をとりまく世界状況、とりわけアジアを中心としておこりつつある国際政治上の諸問題は、それらの内部に、政治的・経済的および社会的な諸矛盾をはらみながら、われわれにたいしてひとつの大きな問題を提起しているのである。具体的にいえば、史上最大にして最強の独占資本主義国アメリカのヴェトナム民族にたいする侵略戦争の拡大、プロレタリア国際主義の歴史において、第二インターナショナルの分裂以来といわれるほどのスケールをもって展開されつつある中ソの分裂、そしてエンクルマ・ガーナ首相の失脚にはじまり、最近においては、スカルノの失脚が予想されるようなインドネシアの不安な政治情勢、全体としてアジア・アフリカを中心とする第三勢力の後退などである。これらがいずれもアジアを中心とする地域に発生して

おり、更めて民族というものの重要性をわれわれに意識させずにはおかない。

ヴェトナム戦争は、いうまでもなくヴェトナム人民の民族解放闘争を本質としており、体制変革はこの基本的な問題を前提としてはじめた日程にのぼるものである。また中ソの敵対的行動とも呼べるような分裂と対立の原因は、それがたんに、マルクス主義における修正主義と教条主義というような単純な公式的解釈論の問題に還元されるべきではなく、依然としてそこには、民族の問題が大きくたちはだかっているといつても過言ではないであろう。インドネシアにおける民族運動の退潮、すなわちスカルノの失脚と軍事政権の可能性については、いわゆるナサコム体制の崩壊に象徴されるように、主としてアメリカ独占資本との妥協を選ばざるをえなかったインドネシア・ナショナルリズムの弱さ、その矛盾をわれわれにまざまざとみせてくれたのではなからうか。このように、わが国をとりまくきびしい状況は、民族および民族主義ナショナルリズムへの透徹した理解あるいは科学的な接近なしには、到底正しく把握されえないほど複雑なものであるという認識は、今日すでに、心ある社会科学者にとっては常識となつていともいえず。だが民族というものの、あるいはその「民族の意識」を基柢として展開するナショナルリズムを、社会科学はどのように位置づけるか、すなわち、ひろくいつて民族の問題がどのようにすれば、社会科学の理論によって体系的に把握されるかという現在の時点において、きわめて重要且つ緊急な課題は、はじめから社会科学者によって意識的にとりあげ

書 評